

ISO/TC225 WG1 第11回会議参加報告

ISO/TC225 国内委員会 委員長 一ノ瀬 裕幸
同委員 浅野 怜祐

1. 国際会議の概要

ISO20252 の改定 (ISO26362 の組込みを含む) を担当する WG1 会議 (通算 11 回目) が、ベルリンで開催された。議長はカナダの Mr. Don Ambrose。

会議は ESOMAR 大会の翌日より開始され、2 日間にて実施。今回は中国のメンバーも参加予定だったが Visa の関係で参加できず。また、前回に引き続きメキシコが参加。

(1) TC225/WG1

日時： 2018年9月27日(木)～28日(金)

会議名： ISO/TC225 WG1 第11回国際会議

参加者： WG1 メンバー (7カ国+3 オブザーバー機関、計 18 名参加)

Convenor: Mr. Don Ambrose (カナダ SCC 代表)

Secretary: Mrs. Natalia Ortiz de Zarate (スペイン UNE 事務局)

参加国： 日本 (一ノ瀬、浅野：2)、カナダ(議長国：2)、イギリス(2)、オランダ(2)、オーストリア/ドイツ*1(2)、オーストラリア (2)、スペイン (事務局：1)、メキシコ(1)、ESOMAR (オブザーバー：1)、ARIA (オブザーバー：2*2)、WAPOR (オブザーバー：1)

場所： ベルリン Maritim ホテル会議室

※1) オーストリアとドイツは、1つの代表国としてカウント (以下同じ)

※2) ARIA (CASRO) Ms. Julianna は Zoom 会議にて参加

2. 討議/決定事項

(1) ISO20252 改定に関する DIS 投票への各国コメントを処理

9月上旬の DIS 承認投票結果を得て (賛成：11、反対：0、棄権：6)、FDIS をスキップし、正式発行につなげるよう進めることが今回会議の主目的であった。

ただし、細かい文言の校正以外に、イギリスやスウェーデンから修正要望事項が多々入り、結果的に 300 件以上のコメントが寄せられた。特に、今まで参加や発言をして来なかったスウェーデンより多くの見間違いや「言わずもがな」な内容のコメントが入ったことから、それらの審議に時間を要することとなった。

結果的に修正点が多く、再度の投票を行って発行を延期するという案も出されたものの、オーストラリアの猛反発があり、何とか今回の修正版を最終案として、10月22日を目標に ISO 中央事務局に提出し、年内の発行を目指して進めていくこととなった。

(当初予定の、11月中の発行は少々厳しいもよう)。

(2) 附属書の要求事項の扱い：適用宣言で「除外」項目を明記

今回の会議で最も重要な議論は、ISO 中央事務局から「附属書はすべて“義務”ではなく、“参照”として扱うべきでは？」との問題提起が投げかけられたことであった。「このままでは、ISO20252 に準拠する調査機関はすべての附属書の要求事項を遵守しなければならない」とのことで、根本的な構造設計の問題であった。

結論としては、4.1.1 の適用宣言のところで、「適用する附属書と、除外する附属書を明確に記述する」ことで解決を図ることとなった（誤解が生じないように、現行の「図1 適用宣言書のテンプレート例」を改編する）。なお、これを通じて調査機関は（自社で実施している）特定のサービスについて宣言を行うことになるが、いわゆる「いいとこ取り (cherry pick)」は許されないことが強調された。日本においても、認証スキーム改定の際に留意する必要がある。

(3) ISO 中央事務局に対し、議長レターを送付

発行手続きを促進するために、ISO 中央事務局のプログラムマネージャー及び編集担当者に対して、「重要な技術的変更はない」こと、急速に変化している市場調査業界の実情に照らして、すみやかな発行が必要であることを説明する議長レターを作成し、発信することを決定した。

3. 今後の作業スケジュール

- ① 10月22日を目処に、今回会議の議論に基づいた最終案をISO 中央事務局に提出する。
- ② FDIS をスキップし、年内のISO20252 改定第3版発行を目指す。

4. 会議の状況と関連情報

(1) 今後はISO20252 第3版を普及させるための活動へ

- ・ 今回の会議結果をもって、WG1はその使命を終了した。
これからの数年は、TC225として今回作成した第3版をどのように普及させていくか、さらに更新すべき事項・課題はないかを検討するフェーズに入る。
次回のTC225会議開催は未定だが、実施する場合には今回と同じくESOMAR大会の直後の、2019年9月12日(木)～13日(金) @エディンバラ (スコットランド) にて開催予定。

(2) GDPR に関する情報

- ・ GDPRが5月25日に施行されたが、ESOMAR版行動規範の最終ドラフトが出るのは年末になる見込み。ESOMARから最新版の行動規範案 (Ver. 3.6) を入手したが、まだ変更の可能性を残しているため、日本国内の対応方針もその発行後の検討になる。
- ・ ESOMAR版行動規範のドラフト発行後、各国のデータ保護当局との折衝に入り、欧州委員会の最終認可を得るには2019年いっぱいを要する見込みとのことであった。

(WG1 ベルリン会議の状況)



<10/31 追記> 2. (2) のその後

「10/22を目標に最終案確定」の予定であったが、その後オーストラリアから「附属書を“参照 (informative)” 扱いにすることへの異議」が出され、急きょ10/23の夜（日本時間）にZoom会議を開催して協議を行うこととなった。

実際には、そこまでの間に議長がISO中央事務局の編集担当者と折衝を続け、最終的に「附属書はすべて“規定 (義務: normative)” 扱いに戻し、誤解を生じないように4.1.1の記述を再修正すること」で了承を得られていた。10/23のZoom会議（6カ国参加：日本、カナダ、メキシコ、イギリス、オーストラリア、オーストリア/ドイツ、+議長・事務局）ではその点を確認し、20分ほどで決着をみた。

翌10/24の午前（欧州中央時間）、最終ドラフトがISO中央事務局に提出され、WG1の任務は終了した。上記の編集担当者も「確約はできないが、年内発行に向けて最大限努力する」と約束してくれており、あとは中央事務局内の作業が滞りなく進むことを祈るばかりである。

以上